

全国がん登録に係る指定診療所について

1 指定手続について

平成 27 年 11 月 24 日	「がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所指定要領」制定（資料 2 - 2）
平成 27 年 11 月 24 日	県内診療所 895 施設（歯科診療所を除く。）に申請募集通知発出
平成 27 年 12 月 18 日	指定申請〆切
平成 28 年 1 月 1 日	179 診療所を「指定診療所」に指定

2 圏域別指定状況について

圏 域	指定診療所数	(参考) 病院数
大館市、鹿角市、小坂郡	11	10
北秋田市、北秋田郡	5	2
能代市、山本郡	25	7
男鹿市、潟上市、南秋田郡	11	4
秋田市	63	23
由利本荘市、にかほ市	18	8
大仙市、仙北市、仙北郡	23	8
横手市	14	4
湯沢市、雄勝郡	9	4
合計	179	70

3 平成 28 年度の指定手続について

「がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所指定要領」第 2 及び第 3 に基づき、平成 28 年 11 月 30 日までに指定申請書を提出した診療所について、平成 29 年 1 月 1 日付けで指定することとする。

また、年度途中の指定については、データベース管理を含む診断年管理が煩雑になるため行わないこととしたい。